

令和元年度 奨学事業に関する実態調査結果（概要）

I. 調査概要

1. 調査目的

学校、地方公共団体、民間団体及び個人等が実施している奨学金事業について、その実態を把握し、奨学金事業の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

大学（大学院を含む。以下同じ。）、短期大学、高等専門学校、専修学校、地方公共団体及び奨学金事業を実施している団体等。

なお、国以外が実施する奨学金事業の実態を把握することを目的としているため、日本学生支援機構が実施する奨学金については、調査結果には含めず、参考値として外数で記載した。また、国の制度である高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金及び高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費は除くこととした。

3. 調査方法

以下、3区分の団体に実施している奨学金制度を照会した。

ただし、次の制度については奨学金制度に含めないこととした。

- ① 授業料等を減免する制度
- ② 外国人留学生のみを対象とするもの
- ③ 日本人学生を対象とした海外留学のための制度
- ④ 新聞奨学金など学生が労働の対価として受け取るもの
- ⑤ 中学生以下を対象とするもの
- ⑥ 厚生労働省所管の制度、また生活支援などの福祉分野の制度

(1) 学校

大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に対して、当該学校が実施している奨学金制度について照会した。

(2) 地方公共団体

都道府県及び市区町村に対して、実施している奨学金制度について照会した。

(3) 奨学金事業団体

- ① 大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に対して、奨学生の推薦依頼や募集案内があった奨学金事業団体(公益団体・医療関係機関・営利法人・個人・その他)の名称・住所等について照会した。
- ② ①で得られた奨学金事業団体の名称・住所等の情報及び前回までの調査で把握していた情報に基づき、奨学金事業団体に対して、実施している奨学金制度について照会した。

なお、調査の方法が上記によるため、学校を一切介さずに企業等が独自に募集を行う奨学金事業や自らの従業員の家族等を対象に行う奨学金事業等は、その実態をつかめず、本調査には含まれていない。

4. 調査回答の回収率（前記3（1）、（2）及び（3）②）

区分	調査対象 (A)	回答数 (B)	回収率 (B/A)	(B)のうち 奨学金制度を有し ている回答数
学校 (大学・短期大学・高等 専門学校・専修学校)	4,306	3,828	88.9%	1,521
地方公共団体 (都道府県・市区町村)	1,788	1,515	84.7%	1,100
奨学金事業団体	2,172	1,269	58.4%	1,188
計	8,266	6,612	80.0%	3,809

5. 調査対象期間

令和元年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）

6. 調査時期

令和2年10月～令和2年12月

7. その他

- (1) 本調査は、平成16年度に文部科学省から日本学生支援機構に業務が移管されたもので、3年ごとに実施している。
- (2) 図表における計数は四捨五入の関係で内訳の数字と合計が一致しない場合がある。
- (3) 学校については、学校法人ごとではなく、学種別（大学・短期大学・高等専門学校・専修学校）ごとに調査した。
- (4) 本調査では、公益法人改革前の団体区分を使用しているため、公益法人改革後に一般法人となった団体等も含めて「公益団体」としている。
- (5) 公益団体の中には地方公共団体によって設立され、当該地方公共団体の奨学金事業を実施しているものがある。この法人を公益団体または地方公共団体のいずれに計上するかは当該法人の回答による。
- (6) 病院等の医療機関は、法人等の形態によって公益団体、営利法人、個人・その他に分かれて計上されてしまうことを避けるため、法人形態にかかわらず、医療関係機関としてまとめた。
- (7) 今回の調査より、高等学校及び各種学校を調査対象から除いた。経年比較のため、平成25年度及び平成28年度の集計値については、高等学校及び各種学校からの回答分を除外した数字を記載した。

8. 結果の概要

(1) 前回（平成28年度）の調査に比べ、奨学金実施団体数、制度数、奨学生数は減となり、奨学金事業額の総計において、増となった。

減少の理由としては、前回の調査より回答率が下がった（84.0%→80.0%）ことが1つの要因であると考えられる。なお、当該回答率の減は、大学等がコロナウイルス感染症の影響によりオンライン化等対応に追われ、本調査に対して回答をすることができなかったためであると考えられるが、回答率は十分な数値を維持している。

また、奨学金事業額の総計が増加していることから、前回実施時点と比較して、各団体の奨学金制度が定着し、その規模を徐々に拡大させているものと考えられる。

(2) 給付・貸与等別の結果については、制度数、奨学生数、事業額において、給付が貸与を上回ることとなった。前回の調査では、給付が奨学生数・事業額において貸与より少なかったことを鑑みるに、本機構が給付奨学金制度を拡充していることと同様に、各団体も給付の奨学金制度の拡充に取り組んだ結果と考えられる。

(3) 本調査では、各実施団体の奨学金事業の開始年度や事業の目的までは調査していないため、詳細の把握はできていないが、昨今の地方公共団体や民間企業の動向から、人材を確保するための奨学金事業の拡大が予想される。本機構においても令和3年度より企業による返還支援（代理返還）制度を導入したところであるが、このように各団体により、様々な形で学生が支援を受ける機会が増えることは望ましいといえる。

(用語解説) 実施団体については、以下のとおりである。

- ・ 地方公共団体は、都道府県、市区町村のことである。
- ・ 学校は、国公私立の全てで、同窓会・後援会が実施する制度も含まれる。
- ・ 公益団体は、公益財団法人のほか、一般財団法人、公益信託、独立行政法人、社会福祉法人、宗教法人、公立施設等を含む。
- ・ 医療関係機関は、医療法人のほか、医療法人以外の法人形態等をとる病院等を含む。
- ・ 営利法人は、株式会社等の企業をいう。
- ・ 個人・その他は、NGO・NPO法人のほか、組合、連合体、個人などをいう。

【本件担当】

独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部 奨学事業総務課

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
TEL 03-6743-6009 FAX 03-6743-6679

II. 調査結果の概要

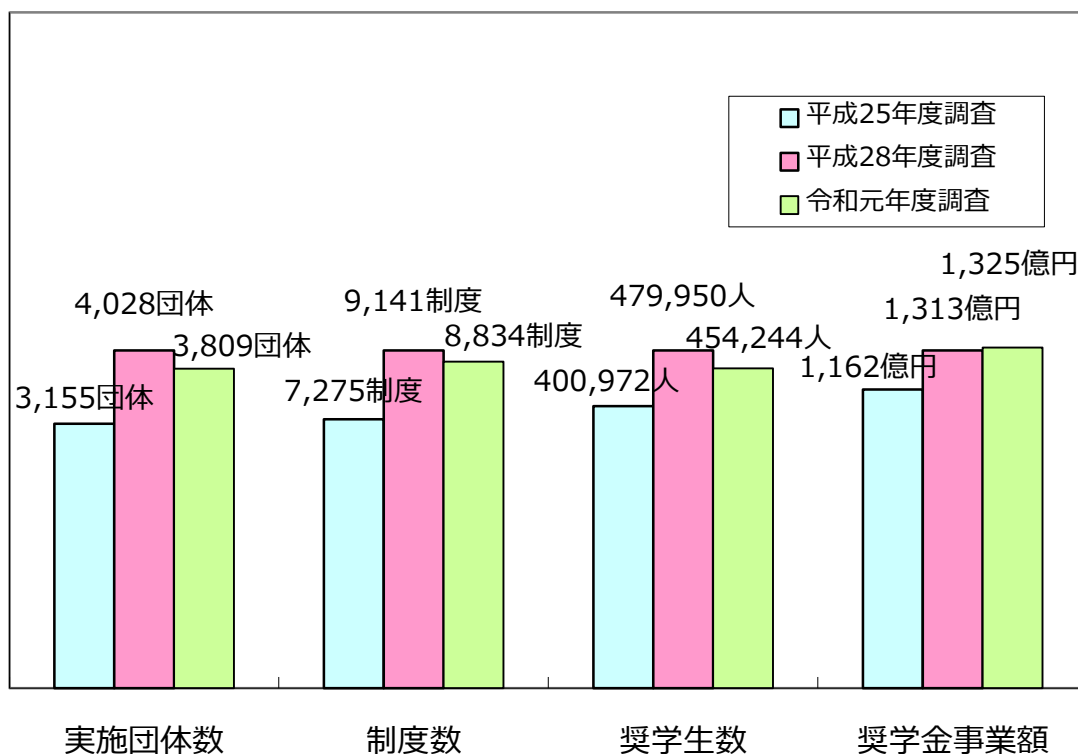
1. 奨学金事業の概要

日本学生支援機構からの照会に対して、令和元年度に奨学金制度を有していると回答した団体（以下「実施団体」という）は3,809団体であった。これらの団体が実施している奨学金制度は8,834制度、奨学生数は454,244人、奨学金事業額は1,325.0億円であった。

前回（平成28年度）の調査結果と比較すると、実施団体数では219団体（△5.4%）の減、制度数では307制度（△3.4%）の減、奨学生数では25,707人（△5.4%）の減、奨学金事業額では11.6億円（0.9%）の増となっている。

区分	実施団体数	制度数	奨学生数	奨学金事業額
令和元年度 (A)	3,809団体	8,834制度	454,244人	132,496,848千円
平成28年度 (B)	4,028団体	9,141制度	479,950人	131,337,316千円
増減数 (C : A - B)	(△ 219)	(△ 307)	(△ 25,707)	(1,159,533)
増減率 (C / B)	(△ 5.4%)	(△ 3.4%)	(△ 5.4%)	(0.9%)

図1 奨学金事業の概要



2. 実施団体の状況

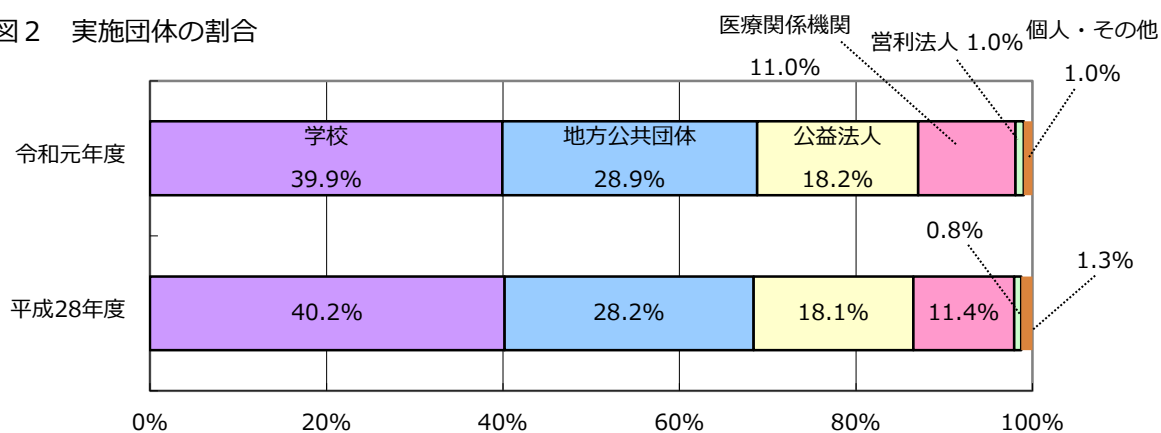
実施団体は3,809団体で、実施団体の区分（地方公共団体、学校、公益団体、医療関係機関、営利法人、個人・その他）別に見ると、学校が最も多く1,521団体で、全体の39.9%を占めており、次いで地方公共団体1,100団体（28.9%）、公益団体695団体（18.2%）となっている。

前回（平成28年度）の調査結果と比較すると、営利法人の他はいずれの団体も減となっている。

区分	学校	地方公共団体	奨学金事業団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
令和元年度 (A)	(39.9%) 1,521	(28.9%) 1,100	(18.2%) 695	(11.0%) 419	(1.0%) 37	(1.0%) 37	(100.0%) 3,809
平成28年度 (B)	(40.2%) 1,618	(28.2%) 1,137	(18.1%) 729	(11.4%) 460	(0.8%) 33	(1.3%) 51	(100.0%) 4,028
増減数 (C : A - B)	△ 97	△ 37	△ 34	△ 41	4	△ 14	△ 219
増減率 (C / B)	△ 6.0%	△ 3.3%	△ 4.7%	△ 8.9%	12.1%	△ 27.5%	△ 5.4%

() 内は「計」に占める構成比

図2 実施団体の割合



3. 実施制度の状況

(1) 奨学金制度数

実施団体が行っている奨学金制度は、複数の奨学金制度を有している実施団体もあり、8,834制度であった。実施団体の区分別に見ると、学校が最も多く5,615制度で、全体の63.6%を占めており、次いで地方公共団体が1,514制度（17.1%）、公益団体が1,044制度（11.8%）となっている。

前回（平成28年度）の調査結果と比較すると、営利法人が増となっているほか、その他の学校、団体は減または増減なしとなっている。

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
令和元年度 (A)	(63.6%) 5,615	(17.1%) 1,514	(11.8%) 1,044	(6.4%) 569	(0.5%) 47	(0.5%) 45	(100.0%) 8,834
平成28年度 (B)	(64.3%) 5,880	(16.6%) 1,514	(11.4%) 1,045	(6.7%) 608	(0.4%) 36	(0.6%) 58	(100.0%) 9,141
増減数 (C : A - B)	△ 265	0	△ 1	△ 39	11	△ 13	△ 307
増減率 (C / B)	△ 4.5%	0.0%	△ 0.1%	△ 6.4%	30.6%	△ 22.4%	△ 3.4%

() 内は「計」に占める構成比

(2) 給付・貸与等別の制度数

奨学金の支給形態には、「給付」、「貸与」、給付と貸与の「併用」があり、奨学金制度8,834制度のうち、給付は5,887制度（66.6%）、貸与は2,872制度（32.5%）、併用は75制度（0.8%）で給付が7割を占めている。

実施団体の区分別に見ると、地方公共団体、医療関係機関で貸与の割合が高く、学校、公益団体、個人・その他で給付の割合が高い。

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
給付	(83.2%) 4,670	(26.2%) 396	(70.1%) 732	(5.8%) 33	(46.8%) 22	(75.6%) 34	(66.6%) 5,887
貸与	(16.4%) 920	(72.9%) 1,103	(27.8%) 290	(92.4%) 526	(46.8%) 22	(24.4%) 11	(32.5%) 2,872
併用	(0.4%) 25	(1.0%) 15	(2.1%) 22	(1.8%) 10	(6.4%) 3	(0.0%) 0	(0.8%) 75
計	(100.0%) 5,615	(100.0%) 1,514	(100.0%) 1,044	(100.0%) 569	(100.0%) 47	(100.0%) 45	(100.0%) 8,834

() 内は給付・貸与等別構成比

4. 奨学生数の状況

(1) 奨学生数

奨学生数は454,244人で、実施団体の区分別に見ると、公益団体が190,270人で最も多く、全体の41.9%を占めている。次いで学校が139,690人（30.8%）、地方公共団体が109,104人（24.0%）となっている。

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
令和元年度 (A)	(30.8%) 139,690	(24.0%) 109,104	(41.9%) 190,270	(3.2%) 14,331	(0.1%) 303	(0.1%) 546	(100.0%) 454,244
平成28年度 (B)	(25.2%) 133,143	(27.7%) 121,048	(41.0%) 196,614	(4.8%) 23,116	(0.0%) 170	(1.2%) 5,859	(100.0%) 479,950
増減数 (C : A - B)	6,547	△ 11,944	△ 6,345	△ 8,785	133	△ 5,313	△ 25,707
増減率 (C / B)	4.9%	△ 9.9%	△ 3.2%	△ 38.0%	78.2%	△ 90.7%	△ 5.4%

() 内は「計」に占める構成比

(2) 給付・貸与等別の奨学生数

奨学生数を給付・貸与等別に見ると、全体では給付が278,715人（61.4%）、貸与が166,045人（36.6%）、併用が9,484人（2.1%）であり、給付の割合が高くなっている。実施団体の区分別に見ると、医療関係機関で貸与の割合が高く、学校、公益団体では給付の割合が高くなっており、地方公共団体、営利法人においては給付・貸与の割合がおおむね同程度となっている。

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
給付	(83.2%) 116,187	(47.4%) 51,767	(57.4%) 109,177	(7.0%) 1,010	(46.9%) 142	(79.1%) 432	(61.4%) 278,715
貸与	(16.7%) 23,273	(52.1%) 56,843	(38.7%) 73,650	(83.8%) 12,012	(50.5%) 153	(20.9%) 114	(36.6%) 166,045
併用	(0.2%) 230	(0.5%) 494	(3.9%) 7,443	(9.1%) 1,309	(2.6%) 8	(0.0%) 0	(2.1%) 9,484
計	(100.0%) 139,690	(100.0%) 109,104	(100.0%) 190,270	(100.0%) 14,331	(100.0%) 303	(100.0%) 546	(100.0%) 454,244

() 内は給付・貸与等別構成比

5. 奨学金事業額の状況

(1) 奨学金事業額

奨学金事業額は1,325.0億円で、実施団体の区分別に見ると、公益団体が541.3億円で最も多く、全体の40.9%を占めている。次いで学校が424.3億円（32.0%）、地方公共団体が270.0億円（20.4%）となっている。

(単位：千円)

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
令和元年度 (A)	(32.0%) 42,428,088	(20.4%) 27,000,858	(40.9%) 54,131,760	(6.5%) 8,608,994	(0.1%) 157,302	(0.1%) 169,846	(100.0%) 132,496,848
平成28年度 (B)	(33.8%) 44,358,868	(24.8%) 32,587,151	(31.6%) 41,564,555	(7.8%) 10,189,271	(0.1%) 74,033	(2.0%) 2,563,438	(100.0%) 131,337,316
増減数 (C : A - B)	△ 1,930,779	△ 5,586,293	12,567,205	△ 1,580,277	83,269	△ 2,393,592	1,159,533
増減率 (C / B)	△ 4.4%	△ 17.1%	30.2%	△ 15.5%	112.5%	△ 93.4%	0.9%

() 内は「計」に占める構成比

(2) 給付・貸与等別の奨学金事業額

給付・貸与等の支給形態別の奨学金事業額については、給付が662.9億円で50.0%となっており、貸与が604.6億円で奨学金事業額の45.6%となっている。実施団体の区分別で見ると、学校、公益団体は給付の割合が高くなっており、地方公共団体、医療関係機関では貸与の割合が高くなっている。

(単位：千円)

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
給付	(78.6%) 33,346,454	(17.8%) 4,808,980	(51.2%) 27,694,221	(3.2%) 275,748	(43.0%) 67,640	(59.2%) 100,606	(50.0%) 66,293,649
貸与	(21.1%) 8,941,399	(81.9%) 22,115,698	(38.9%) 21,064,735	(95.0%) 8,181,654	(52.7%) 82,912	(40.8%) 69,240	(45.6%) 60,455,637
併用	(0.3%) 140,236	(0.3%) 76,180	(9.9%) 5,372,804	(1.8%) 151,592	(4.3%) 6,750	(0.0%) 0	(4.3%) 5,747,562
計	(100.0%) 42,428,088	(100.0%) 27,000,858	(100.0%) 54,131,760	(100.0%) 8,608,994	(100.0%) 157,302	(100.0%) 169,846	(100.0%) 132,496,848

() 内は給付・貸与等別構成比

6. 奨学生選考重視基準

実施団体の制度について、奨学生を採用する際に重視する基準を見ると、学力・人物を重視する制度及び学力・人物と家計を同程度に重視する制度が多く、いずれも3割程度となっている。

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
学力・人物を重視	(41.5%) 2,329	(7.6%) 115	(22.0%) 230	(61.2%) 348	(48.9%) 23	(15.6%) 7	(34.5%) 3,052
家計状況を重視	(18.8%) 1,055	(35.2%) 533	(14.9%) 156	(1.9%) 11	(6.4%) 3	(31.1%) 14	(20.1%) 1,772
学力・人物と家計 を同程度に重視	(23.4%) 1,312	(51.8%) 784	(53.8%) 562	(30.2%) 172	(44.7%) 21	(42.2%) 19	(32.5%) 2,870
その他	(16.4%) 919	(5.4%) 82	(9.2%) 96	(6.7%) 38	(0.0%) 0	(11.1%) 5	(12.9%) 1,140
計	(100.0%) 5,615	(100.0%) 1,514	(100.0%) 1,044	(100.0%) 569	(100.0%) 47	(100.0%) 45	(100.0%) 8,834

() 内は選考重視基準別構成比

7. 日本学生支援機構との併給可否

実施団体の制度について、日本学生支援機構との併給の可否の状況を見ると、併給可としている制度の割合が高く89.7%となっている。

区分	学校	地方公共 団体	奨学金実施団体				計
			公益団体	医療関係機関	営利法人	個人・その他	
併給可	(96.9%) 5,439	(72.1%) 1,092	(77.9%) 813	(90.0%) 512	(89.4%) 42	(64.4%) 29	(89.7%) 7,927
併給不可	(2.4%) 135	(17.2%) 261	(6.5%) 68	(8.8%) 50	(6.4%) 3	(13.3%) 6	(5.9%) 523
重複しない	(0.7%) 41	(10.6%) 161	(15.6%) 163	(1.2%) 7	(4.3%) 2	(22.2%) 10	(4.3%) 384
計	(100.0%) 5,615	(100.0%) 1,514	(100.0%) 1,044	(100.0%) 569	(100.0%) 47	(100.0%) 45	(100.0%) 8,834

() 内は併給の可否別構成比

※ 「重複しない」とは日本学生支援機構が貸与の対象としない学生を対象とした奨学金制度などの場合である。